

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	本事業では、ヤンゴン地域ラインタヤ地区とインsein地区の公立学校 9 校を対象に、インクルーシブ教育 (Inclusive Education: IE)¹の正しい理念と実践を導入し、障がい児がその特性にあった教育を受けることができる体制を構築する。支援対象校において、校舎のバリアフリー化、教員の IE 研修、学校・地域を巻き込んだ IE 啓発活動を実施することで、障がい児を取り巻く学習環境の改善および障がい児が受ける教育の質の向上を目指す。また、対象各校に、教員、保護者、並びに地域住民で構成されるボランティア組織を立ち上げ、障がい児のサポートに加え学校や地域での IE 促進活動の一翼を担えるよう育成する。 さらに、これらの活動をモデルケースに、他地域でも IE が普及するよう、活動報告や成功事例紹介を通じた現地行政へのアドボカシー活動も積極的に行う。主に教育省や社会福祉救済復興省へ本事業の取り組みを紹介するほか、障がい児教育に関するシンポジウムを開催し、本事業の成果を基に取り纏めた提案書を関係当局に提出する。 This project, by introducing the correct concept and practice of inclusive education (IE) at 9 public schools in Insein township and Hlaing Thar Yar township in the Yangon region, aims to establish a framework, which enables children with disabilities (CwDs) to access education that is appropriate for their individual characteristics and needs.
(2) 事業の必要性と背景	(ア) ミャンマーにおける障がい児教育の現状 ミャンマーで 2014 年に実施された国勢調査によると、全国の障がい者数は約 231 万人に上り、そのうち就学年齢期にあたる 5 歳から 19 歳の障がい児・障がい者数は約 17 万 8 千人と報告されている²。別の調査報告書³では、ミャンマーの障がい児の就学率は 33%と低く、前述の 17 万 8 千人の障がい児・者のうちおよそ 12 万人の障がい児・者が不就学と推定される。ただし、国勢調査によるミャンマー全人口に占める障がい者数の比率 (4.6%) は、2011 年の世界保健機関 (WHO) による推計比率 (約 20%) を大幅に下回っていることから、実際の障がい者数は前述の数値より多く、従って不就学の障がい児も 12 万人よりはるかに多いと想定される。 ミャンマー政府は、2014 年に施行された「国家教育法」と翌年施行された「障害者権利法」で障がい者を含むすべての市民が教育を受ける権利を定めている。また、2016 年には「国家教育戦略計画 2016-2021」において「すべての子どもの義務教育へのアクセス確保」、「すべての子どもの義務教育修了」、「障がい児が就学するための追加支援促進」を施策に掲げ、各教育機関が IE に取り組むことを積極的に推奨している。 しかしながら、国の施策を受け障がい児を受け入れ始めた公立学校においては、バリアフリー環境が未整備であったり、教員が十分な障がい児教育に関する知識を有していなかったり、また、他生徒や保護者の理解が得られなかったりと、障がい児が安全で快適に学習できる環境が確保されているとは言い難い。中でも知的・発達障がいのある子どもは、教室内で孤立したり、授業についていけずに留年を繰り返す事例が多く報告されており、他の障がい児と比較しても、特に配慮が行き届いていない状況にある。これは、国全体で知的・発達障がいへの理解が進んでいないこと、教員が知的・発達障がいの特性やそれに特化した指導方法に関する知識を持っていないことが要因として挙げられる。

¹ 子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセス。

² ミャンマー連邦、労働・入国管理・人口省、2017 https://myanmar.unfpa.org/sites/default/files/pub-pdf/4K_Disability_0.pdf

³ 国連児童基金 (UNICEF)、2016 年 https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Full_report_in_English_0.pdf

ミャンマー政府の推進する障がい児の就学に向けた取り組みが教育現場で実践されるためには、障がい児が主流の教育を受けられるようにするだけではなく、障がいの有無やその種類に関わらず、すべての子どもに対して、それぞれの個性に合った適切な教育を提供するインクルーシブな教育モデルを導入することが不可欠である。同時に、障がい者政策を担う政府が IE を正しく理解し、こうした教育モデルを IE の実践例として理解するよう働きかける必要がある。

(イ) 事業地、事業内容選定の理由

①事業地選定の理由

本事業では、IE 推進のモデルケースとなる事例を作るとともに、政府による成功事例の認識を目指し、ヤンゴン地域を支援対象とする。ヤンゴン地域は、経済面や教育面で同国最大の都市であり、国内で 2 番目に多い 25 万人を超す障がい者が在住する。国内で初の試みとなる障がい者登録の試験的な実施や、障がい児生徒に対する少額手当の支給などが先駆的に実施されており、障がい者支援政策を実行する上での最重要地域となっている。

しかしながら、学校側の受け入れ体制を整えるための計画や予算はなく、障がい児の個々のニーズに配慮した学習環境が十分に整備されているとは言えない。また、受け入れは身体に障がいのある子どもに偏っており、知的・発達障がい児のある子どもの受け入れ事例は極めて少ない。教育省が障がい児の学校教育促進のために指定した、ヤンゴン地域の学校 4 校においても、数名の視覚・聴覚障がい児の入学が認められただけで、バリアフリー化や教員研修等の取り組みは実施されていない。そのため、知的・発達障がいのある子どもの就学推進にはつながらず、また通学を開始した障がい児が授業についていけないなどカリキュラムから取り残されたり、学校内で差別の対象となることも確認された。こうした指定校の他にも、障がい児を受け入れている公立校は同様の課題を抱えている。

障がい児の教育アクセスの改善のみならず、提供される教育の質の向上や知的・発達障がいへの配慮に注力する本事業は、ミャンマー国内でも前例のない取り組みである。ミャンマー国内での波及効果も期待されるため、IE 関連の取り組みに積極的でありながら、同時に IE 本来の理念を適切に実践に移すための財源や技術的な専門性が不足しているヤンゴン地域において本事業を実施する。

さらに、ヤンゴン地域内でも障がい者数が多く、障がい児の受け入れに積極的な学校が特定されているラインタヤ地区とインセイン地区を対象とする。ラインタヤ地区にはヤンゴン地域内で最も多い 15,759 人の、インセイン地区には 8,462 人の障がい者が在住する。各地区の就学年齢の障がい児数に関する公式なデータはないが、ミャンマー国内の年齢階層別障がい者数の分布を基に、ラインタヤ地区、インセイン地区にはそれぞれ約 2,800 人と約 1,100 人の障がい児（0～17 歳）が在住していると推定できる。

支援対象校の選定には、両地区の公立学校を対象に調査を行い、校長および教員への聞き取りなどから、在学障がい児数、知的・発達障がい児の受入れの有無、IE 導入に対する意欲、またバリアフリー整備のニーズなどを総合的に評価した。その結果、IE 導入に積極的で知的・発達障がい児を含む障がい児受け入れているものの、四肢障がい児への校内の物理的なアクセス、知的・発達障がい児に対するカリキュラムおよびフォローアップ体制などに課題があり、障がい児の就学継続のために早期改善が必要とされる 9 校を選定した。内訳は、ラインタヤ地区にある高校 5 校、小学校 1 校の計 6 校と、インセイン地区の中学校 2 校、小学校 1 校の計 9 校とする⁴。

⁴ 本事業対象校の学年制詳細：1) 小学校 2 校はすべて幼児学年・第 1～5 学年、2) 中学校 2 校の内、1 校は幼児学

②事業内容選定の理由

支援対象 9 校には、肢体や、視覚、聴覚など身体に障がいのある生徒が合わせて 35 人、知的・発達障がいのある生徒が合わせて 23 人在籍している。にもかかわらず、教員は障がい児との接し方や障がい児の指導方法に関する知識に乏しく、障がいのある生徒が障がいのない生徒と同じ授業に参加できない状況が生まれたり、画一的なカリキュラムについていけない知的・発達障がい児を適切にフォローできないといった課題を抱えている。また、教職員や生徒、さらには保護者の理解不足から障がい児に対する偏見や差別につながっているケースも報告されている。物理的なアクセスについても、学校内にはバリアフリー施設がないため、障がい児はトイレや階段の利用に不便を感じている。これらの現状を踏まえ、本事業では支援対象の公立学校において、校舎のバリアフリー整備とあわせて教員の能力強化や生徒とその保護者を含む学校関係者に対し障がいの理解促進活動を行う。

他方、ミャンマーでは、障がい児の家庭への公的な支援も少なく、障がいに関する知識や、障がい児が教育を受ける権利、子どものパニック時の対処法や適切な接し方といった基本的な知識を得る機会がない。特に、知的・発達障がい児については、保護者自ら子どもの教育を諦めるケースも少なくない。さらに、生活する上で有用な行政福祉サービスや障がい児保護者のネットワークに関する情報を持っていない保護者も多く存在する。障がい児が、非障がい児とともに学ぶ IE を導入・促進するため、障がい児の保護者も含めて、障がいに対する理解を深める包括的な取り組みを実施する。

加えて、ミャンマーの公立学校では、生徒数に対する教員数が慢性的に不足していると同時に校長や教員の1校における在任期間が2年から3年間と短い。このような制度上不足しがちな学校側の人的資源を補いつつ、本事業の持続発展性を確保するため、地域のリソースを活用することとする。支援対象各校に学校関係者、保護者、地域住民からなる子どもサポートグループを設置し、IEに関する研修を行うことで、学校やコミュニティと連携してIEを実施する体制を築く。

また、本事業での取り組みがIE導入の好事例として他地区・地域でのIE普及に役立つよう、政府へのアドボカシー活動にも重点を置く。対象地区の関係当局だけでなく、教育省や社会福祉救済復興省にも定期的に活動成果を報告するとともに、IE関連資料の作成・配付、シンポジウムの開催、提言の提出を通じ、幅広く政府に働きかけていく。

●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性

本事業は、障がい児の社会的包摂およびすべての子どもへの教育の機会提供を推進するものであり、下の目標および細分化ターゲットに該当する。

- ・目標 4「すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」

細分化ターゲット 4.5「2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。」

- ・目標 10「各国内および各国間の不平等を是正する」

細分化ターゲット 10.2「2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化および社会的、経済的、政治的な包摂を促進する」

	<table><tr><td>ジェンダー平等</td><td>環境援助</td><td>参加型開発／ 良い統治</td><td>貿易開発</td><td>母子保健</td><td>防災</td></tr><tr><td>0:目標外</td><td>0:目標外</td><td>1:重要目標</td><td>0:目標外</td><td>0:目標外</td><td>0:目標外</td></tr><tr><td>栄養</td><td>障害者</td><td>生物多様性</td><td>気候変動（緩和）</td><td>気候変動（適応）</td><td>砂漠化</td></tr><tr><td>0:目標外</td><td>2:主要目標</td><td>0:目標外</td><td>0:目標外</td><td>0:目標外</td><td>0:目標外</td></tr></table>	ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災	0:目標外	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	栄養	障害者	生物多様性	気候変動（緩和）	気候変動（適応）	砂漠化	0:目標外	2:主要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外
ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災																				
0:目標外	0:目標外	1:重要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外																				
栄養	障害者	生物多様性	気候変動（緩和）	気候変動（適応）	砂漠化																				
0:目標外	2:主要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外																				
	●外務省の国別開発協力方針との関連性 同国に対する国別開発協力方針は発表されていないが、外務省資料「日本のミャンマー支援（2015年3月）」において、同国の民主化と国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするための重点分野のひとつに「国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域の開発を含む）」が掲げられている。同国の発展と貧困削減には次世代を担う子どもへの教育支援は必須であり、より脆弱な立場におかれやすい障がい児の教育機会を拡大する本事業は、その方針に合致する。 ●「T I C A D VIおよびT I C A D 7における我が国取組」との関連性 該当なし																								
（３）上位目標	ヤンゴン地域においてインクルーシブ教育が推進されることで、より多くの障がい児が、個々の特性にあった教育を受けられるようになる。																								
（４）プロジェクト目標 （今期事業達成目標）	【3年間】 ヤンゴン地域ラインタヤ地区とインsein地区の公立学校 9 校において、知的・発達障がいを含む障がい児が、個別のニーズに配慮した教育を受けられるようになるとともに、現地行政が IE を正しく理解し、本事業の取り組みを実践例として認知する。 【今期事業】 対象校において、子どもサポートグループの設置や、同グループと教員を対象とした IE に関する啓発および研修を通じ、障がい児の教育環境を改善する体制が整う。教員が個別指導のスキルを身に付け、実践していくことで、障がい児の個別支援ニーズを把握し、個別指導計画を策定できるようになる。子どもサポートグループは、障がい児のニーズ把握の補助や校内での IE 推進活動を開始する。また、対象 9 校のうち 3 校でバリアフリー化工事を行い、校舎の物理的アクセスが改善される。																								
（５）活動内容	【3年間の活動内容】 本事業では、障がい児が質の高い教育を十分に受けられようになることを目指し、ヤンゴン地域ラインタヤ地区の高校 5 校、小学校 1 校の計 6 校と、インsein地区の中学校 2 校、小学校 1 校の計 9 校をモデル校として選定し、インクルーシブな教育環境を整備する。物理的なアクセスの改善のため、学校施設のバリアフリー化を行い、障がい児が個々の特性に即した教育を受けられるよう、教員に対し能力強化研修を実施する。さらに、幅広く IE への理解を促進し、学校関係者に加え地域住民が自ら障がい児の就学サポートや IE 推進を担っていけるよう、各対象校でボランティア組織を立ち上げる。この組織は、保護者や生徒への啓発活動のほか、障がい児やその家族が抱える様々な課題の特定や解決に向けた活動を行い、本事業終了後も支援活動の継続が期待される。また、本事業の取り組みが現地行政に認知され、他地域での IE 普及にも役立てられるよう、教育省や社会福祉救済復興省への定期的な活動報告に加え、同省職員による対象校への視察訪問の調整に努める。本事業最終年には、障がい児教育に関するシンポジウムを開催し、本事業の成果を基に提案書を取り纏め、関係当局に提出する。あわせて、本事業終了後も対象校での IE や地域での IE 促進活動が継続されるよう、現地当局からのサポートを促す。 なお、障がい児の個別のニーズを把握するなかで、就学のために補助具やリハビリテーションなどの支援が必要と判断された場合は、理学療法士による助言のもと、対																								

	象校を通じてそれらのサービスを提供する。 バリアフリー化工事の施工管理や補助具・リハビリテーションの提供、障がい児への相談支援や個別指導計画の作成には専門知識や経験を要するため、当会が雇用する2名の理学療法士に加え、土木技師1名、理学療法士1名、IE専門家1名を現地外部専門家として配置する。さらに、対象校教員の能力強化のため、日本国内および海外における障がい児のインクルーシブ教育に精通するIE専門家を日本から派遣する。 活動1. 対象校におけるバリアフリー環境整備 1-1 対象校のバリアフリー工事・施設の整備 四肢障がいがある生徒の利便性を改善するため、毎年次対象校3校に入口のスロープ、障がい児が利用しやすいトイレおよび水供給設備、敷地内の通路などを整備する。第1年次は、ラインタヤ地区における、第17高校（生徒約1,550人、障がい児2人）、第13高校（生徒約2,400人、障がい児9人）、第35小学校（生徒約330人、障がい児10人）を対象とする。工事進捗を管理・監督するため、土木技師の外部専門家が週3回以上モニタリングし、工事業者からの報告書の確認を行う。 1-2 対象校の教員を含む学校関係者への施設管理研修 第1年次にバリアフリー改修工事を実施した対象校3校において、毎年次、学校関係者、子どもサポートグループメンバー、行政教育担当者など計10名を対象に、バリアフリー設備の意義や維持管理方法を指導する施設管理研修を実施する⁵。引き渡し式典もあわせて実施し、対象校を管轄するヤンゴン地域・県・地区行政の教育担当者へ本事業の理解・協力を得る機会とする。 本研修は、毎年次、半日の日程で実施する。当地においては、研修・集会などが半日の場合には主催者が参加者に軽食を提供することが慣習となっているため、本研修でも現地文化へ配慮し、参加者に軽食を提供する。活動2-1、3-3、3-5においても半日でオリエンテーション、集会を実施するため、同様に軽食を提供する。 1-3 対象校への補助具・学習補助教材の整備 障がい児の学習環境を改善するため、1-1の施工に加え、個々のニーズに応じた補助具や学習補助教材の提供を行う。第1年次より、杖や車いす、補聴器などの補助具、知育玩具や読み書き・計算帳などの学習補助教材を対象校に供与する。補助具は、理学療法士の監修の下、障がい児へ貸与し、学校職員や子どもサポートグループメンバーが毎月備品リストと照合して利用状況や補助具の状態を確認する。ヤンゴン地域では、市内の国立リハビリテーション病院などで、補助具が無料で供与されているが、申請してから実際に受け取るまで数ヵ月要することもある。対象校の補助具が必要な障がい児へ適宜照会支援するものの、補助具が支給されるまでの間、就学に支障がないよう、本活動の補助具を対象校から障がい児へ一時的に貸与する。本活動で整備する補助具・学習補助教材は学校の備品として整備し、次年度以降も必要に応じて調達する。 活動2. IEを推進する地域体制の整備 2-1 教職員、障がい児を含む生徒の家族、生徒、地域住民から成る子どもサポートグループの設置 障がいのある生徒の人数や支援ニーズの把握や保護者・生徒への啓発活動が対象校内で実施されるよう、教職員、在学中の障がい・非障がい児生徒の家族、地域住民から
--	--

⁵ 集団で実施するイベントや研修は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底することを前提とする。活動実施時の状況や現地政府による最新の感染防止ガイドラインに基づき、活動実施の是非や延期等も適宜検討する。以下、すべての研修・会合も同様の措置をとる。対策の詳細は3.(4)安全対策に記載。

	成る「子どもサポートグループ」を設立する。子どもサポートグループは各対象校のボランティア組織と位置づけ、教職員による主導の下、対象校における IE 促進活動の一部を担う。当事者意識の強い障がい児の家族をメンバーに迎えることにより、継続的かつ活発な活動が期待できる。当会が過去にヤンゴン地域で実施した事業⁶においても、障がい者とその家族によるグループ活動の高い継続性が確認されている。また、ボランティア活動に関心の高い地域住民や、地域の当事者による自助団体会員を子どもサポートグループのメンバーに招き入れることで、グループ活動の持続性を確保する。オリエンテーションは、半日の日程で実施予定であり、参加者に軽食を提供する。 第 1 年次に、各対象校に約 5 人からなる子どもサポートグループを設立する。オリエンテーションにおいて、事業概要や子ども・障がい児の権利などの説明を行い、関心の高い参加者からグループメンバーを募る。 また、本事業が日本政府による政府開発援助 (ODA) によって実施されていることを受益者・地域住民・現地行政担当へ広く周知する目的で、ODA および当会ロゴがプリントされたポロシャツを作成する。受益者と恒常的に接する当会職員 12 名に配付し、事業地で活動を実施する際や、現地行政担当者を訪問する際に着用する。 2-2 子どもサポートグループ活動計画作成ワークショップ 毎年次 1 回、子どもサポートグループ約 45 人を対象に活動計画を作成するためのワークショップを実施する。第 1 年次は各対象校で実施し、第 2 年次以降は全グループ合同で開催することで、参加者がグループ間の取り組みを学ぶ。 本ワークショップは、毎年次、1 日間の日程で実施予定である。当地においては、研修・集会などが 1 日の場合には主催者が参加者に昼食、軽食 2 回（午前・午後各 1 回）を提供することが慣習となっているため、本ワークショップでは参加者に昼食、軽食を提供することで現地文化への配慮を示す。2-3、2-7、2-8、4-4 においても終日研修、集会を実施するため、同様に各日昼食、軽食 2 回提供する。また、本ワークショップでは、参加者用に文房具（ノート・ペン・ファイルなど）を配布する予定であり、本研修の他、2-3、2-7、2-8、4-3 においても同様である（詳細、必要性については脚注参照）⁷ 2-3 子どもサポートグループ相談支援・モニタリング研修 毎年次、子どもサポートグループメンバーが障がい児のニーズや課題を把握する相談支援とモニタリングを行うために必要な知識や技術の習得を目指した研修を実施する。メンバー約 45 人は、座学やグループワークを通じて、面談方法や傾聴、事例検討、家庭でできるリハビリや補助具・学習補助教材の使い方、また個人情報取り扱いや守秘義務について学ぶ。本研修は、毎年次、1 日間の日程で実施予定であり、参加者に昼食、軽食 2 回提供する。 2-4 子どもサポートグループによる定期協議
--	--

⁶ 「ヤンゴン地域における障がい者のための就労・就学促進事業（2012 年 2 月～2014 年 12 月）」において実施した、地域の障がい者とその家族の自助団体による活動（障がい者への就労・教育支援および地域住民への啓発活動）を指す。2020 年 9 月現在、当該自助団体は活動を継続しており、2018 年に実施された在外公館の事業後状況調査においても、持続性・自立発展性を含むすべての項目で最も高い評価を得た。

⁷ 本事業では、子どもサポートグループ活動計画作成ワークショップ、相談支援・モニタリング研修、個別指導計画作成研修、障がい理解・IE 研修、シンポジウムにおいて、参加者が研修中に使用するための文房具として、メモ用ノート・ペン・配布資料整理用クリアファイルなどを配布予定である。ミャンマーでは、研修やワークショップなどで講義やグループワーク、協議を行う場合は、主催者が参加者へ最低限の文房具を用意しており、本事業でも同国の慣習に沿う。また、当会が過去にヤンゴンで研修・ワークショップ等を実施した際、ノートやペンを持参しない者もいたことから、参加者が研修の学びを振り返ることができるように必要最低限の文房具を参加者へ配布する。

子どもサポートグループが、活動の振り返りや今後の活動準備、相談支援活動から得られた情報を共有するための定期協議の場を設ける。定期協議の内容は、グループメンバーの教員を通じて、学校側の責任者とも共有することとする。第 2 年次から 3 ヶ月ごとに各グループで協議を行う。

2-5 各対象校における支援が必要な子ども情報リスト作成

第 1 年次に、各対象校が作成・管理している障がいのある生徒の情報を基に、理学療法士が障がい児とその家族と面談し、障がいの特性や支援ニーズをリストにまとめる。すべての子どもが障がいの有無に関わらず合理的配慮の下で学校教育を受けることを目指す IE の理念に即し、障がい児に限らず、支援の必要性が認められる生徒とも、希望に応じて面談の機会を設け、適宜相談支援や助言の提供を行う。リストは各対象校が管理し、第 2 年次以降は子どもサポートグループと教職員が協力して毎年 1 回更新する。

2-6 支援が必要な障がい児・子どもへの家庭訪問を通じた相談支援

上述の子ども情報リストを基に、第 2 年次より子どもサポートグループとともに家庭訪問を通して、障がい児を含む対象生徒および家族から学校生活上の課題や悩みを聞き取る。相談支援の活動状況は各校の責任者に報告し、学校や子どもサポートグループが課題解決に取り組む。相談支援の対象者数は約 60～70 人と推定され、少なくとも毎年次 1 回各対象家庭を訪問し、必要に応じてフォローアップを実施する。加えて、地域の不就学障がい児の情報を得た場合も家庭訪問を行い、障がいの程度や種類に応じて、対象校への就学手続きや、行政福祉サービスおよび障がい児保護者のネットワークへの照会を行う。なお、照会先の選定や照会先との連携は、地域の福祉ネットワークに精通している現地提携団体の協力を得て実施する。

2-7 日本人専門家による、教員への知的・発達障がい児を含む、障がい児の個別指導計画作成に関する研修

知的・発達障がい児の指導に携わる教員 9 名（各対象校から 1 名ずつ）に対し、個別指導計画の作成やその実施に関する研修を行う。4 日間の研修を毎年次 1 回行い、講師には日本から専門家を招聘する。通常カリキュラムの履修が困難な子どもに対し、個々の学習ペースやニーズにあわせた指導を行うために必要な知識やスキルの習得を目的とする。本研修では、各日、参加者に昼食、軽食 2 回提供する。

2-8 対象校教員・子どもサポートグループへの知的・発達障がいを含む障がい理解・IE 研修

対象校で障がい児を担当する教員や、相談支援とモニタリングを担当する子どもサポートグループメンバーが、IE について学ぶための研修を実施する。毎年次 1 回、高校から 2 名ずつ、小・中学校から 1 名ずつの教員（合計 14 名）と、各子どもサポートグループから 2 名のメンバー（合計 18 名）、あわせて 32 名が、障がい児との接し方や IE の概念について学ぶ。講師には、障がい児支援や障がい啓発の実績がある現地提携団体や障がい当事者団体の職員を招聘する。本研修は、毎年次、5 日間の日程で実施予定であり、各日、参加者に昼食、軽食 2 回提供する。

活動 3. 対象校関係者および地域主要関係者の IE への理解向上

3-1 知的・発達障がいの特性、IE に関する冊子作成・配付

第 2 年次に、対象校教員、PTA メンバー、子どもサポートグループメンバー、障がい児を含む在籍生徒の家族、行政担当者が、知的・発達障がいの特性や適切な接し方、IE について理解を深めるための冊子を作成する。対象 9 校に 7 部ずつ、子どもサポートグループメンバー 45 名に 1 部ずつ、ヤンゴン地域・北部県教育担当者 2 事務所に 2 部ずつ、インsein・ラインタヤ地区行政教育担当者（各地区 2 名ずつ）に 1 部ずつ配付するため、予備を数部加え 120 部の印刷を予定している。第 3 年次には教育省、社

会福祉救済復興省局、障がい者連盟、援助機関・団体へも配付する。また、冊子は対象校の新任教員の研修資料としての活用も見込まれる。

3-2 IE 啓発資料作成

毎年次、IE を周知するため、大人用にはパンフレットやポスターを、子ども用には啓発メッセージやイラスト入りのノートなどを作成する。

3-3 対象校の保護者、PTA メンバー、教員への IE 啓発活動

子どもサポートグループとともに、障がい児と同じ学級の生徒の保護者や PTA メンバーを主な対象として啓発ワークショップを行う。また、活動 2 の各種研修に参加していない教員も啓発の対象としてワークショップへの参加を呼び掛ける。毎年次、対象校 9 校各 30 人計 270 人の参加を目標に、在籍する障がい児の特性や必要とされる支援、障がい児・子どもの権利、IE などについて理解を深める機会とする。本活動は、毎年次、各校半日の日程で実施予定であり、参加者に軽食を提供する。本活動の計画や実施は、現地提携団体や障がい当事者団体と協力して行う。ヤンゴン地域では、一般市民の間に、障がい児は非障がい児と一緒に学校教育を受けることは能力の面から難しく、特別支援学校での分離教育の方が適切であるといった考え方が根強い。そのため、事業対象地で IE に関する啓発の活動経験を持つ現地提携団体より、こうした偏見に対する効果的な啓発内容の伝え方や、ヤンゴン地域において、障がい児が合理的配慮を受けて学校教育を受けた事例、IE が非障がい児生徒へ与えた効果などの情報を得て、啓発活動の内容に取り入れる。また、障がい当事者団体のメンバーを講師として招き、当事者としての経験を元に、学校教育の機会が将来的な自立や社会参加につながること、ヤンゴン地域の障がい者が社会で活躍する事例について共有してもらう。子どもサポートグループが現地で活動する団体と協力関係を築くことで、活動の持続性も高まることが見込まれる。

3-4 対象校生徒への障がい理解活動

第 2 年次より、子どもサポートグループとともに各対象校で毎年 2 回、障がい理解活動を実施する。対象校の年中行事や国際障がい者の日、世界こどもの日などの式典に合わせて障がい理解に関する活動や、簡易的な障がい体験活動を実施する。既存の行事を活用することで本活動が学校行事として実施されることを目指すほか、式典開催時には行政担当者を招待し、本事業の取り組みを周知する機会とする。

3-5 ヤンゴン地域・県・地区行政担当者への事業オリエンテーション、活動・成果報告、活動視察

対象校を管轄する教育省職員から本事業への理解・協力を得るため、ヤンゴン地域・ヤンゴン北部県、インセイン地区、ラインタヤ地区の教育担当者、各管轄 3 名、計 12 名に対し、第 1 年次開始時に事業のオリエンテーションを開催する。また、事業期間を通して、毎年次 3 回を目安に活動成果の報告や対象校への視察を行う。これらの取り組みを踏まえ、第 3 年次には、本事業終了後も各対象校での IE 促進活動が自主的に続けられるよう、教育省に継続した支援を依頼する。本活動は、毎年次、半日の日程で実施予定であり、参加者に軽食を提供する。

活動 4. 政府関係者・障がい者支援団体への知的・発達障がい児のニーズに配慮した IE 紹介

4-1 IE 事例紹介資料（冊子・ビデオ）の作成・配付

第 3 年次に、本事業の事例や成果をまとめた冊子を作成し、教育省、社会福祉救済復興省、ヤンゴン地域行政、障がい者連盟、援助機関・団体など約 20 の組織・団体⁸へ

⁸ 活動 4-1 において冊子配付対象予定となる 20 団体・組織は次の通り。教育省基礎教育局、社会福祉救済復興省社会福祉局、同省リハビリテーション局、障がい者の教育政策政府小委員会、ヤンゴン地域行政、ヤンゴン北部県 4

	3 部ずつ、合計 60 部を配付する。短編の映像資料も作成し、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用して紹介する。 4-2 教育省、社会福祉救済復興省、子ども・障がい児支援団体などへの、知的・発達障がいのニーズに配慮した IE 紹介 第 3 年次に上述活動 4-1 の約 20 の組織・団体を訪問し、本事業を知的・発達障がい児のニーズに配慮した IE のモデル事業として紹介する。その際、本事業がモデルケースとして他地域での IE 推進に活用されるよう促す。 4-3 IE に関するシンポジウムの開催 第 3 年次に、教育省、社会福祉救済復興省、ヤンゴン地域内の教育行政担当者、障がい者支援団体、学校関係者、障がい児の家族約 70 人⁹を招き、シンポジウムを 1 回開催する。事例や手法を紹介するとともに、IE の今後の在り方についてパネルディスカッションを行い、次項の提言書の内容に盛り込む。本シンポジウムは 1 日間の日程で実施予定である。当地においては、研修・集会などが 1 日の場合には主催者が参加者に昼食・軽食 2 回（午前、午後各 1 回）を提供することが慣習となっているため、本活動では、参加者に昼食・軽食を提供することで現地文化への配慮を示す。 4-4 IE に関する提言書の作成、提出 第 3 年次に、本事業の取り組みを基に、IE 政策に関する提言書を作成し、中央政府のある首都ネピドーにて教育省と社会福祉救済復興省に提言書の内容を紹介する会議を開催する。また、障がい児教育政策小委員会にも紹介し、同委員会の協議事項として取り扱われるように働きかける。 【裨益者人口】約 57,221 人 直接裨益者：対象校に通う障がい児 58 人、対象校に通う障がいのない生徒約 12,850 人、対象校の教員 330 人、子どもサポートグループメンバー 45 人 間接裨益者：対象校生徒の家族約 43,890 人、対象校の地区行政担当者 48 人
(6) 期待される成果と成果を測る指標	プロジェクト目標の達成を測る成果・指標として、以下を設定する。 【成果 1】障がい児が十分に教育を受けられるための物理的環境が整備される ① バリアフリー工事を実施した対象校において、障がい児の 80%以上が「学校の利便性が向上した」と回答する【第 1-3 年次】 【確認方法】障がい児へのインタビュー ② 補助具、学習補助教材を提供する障がい児の 80%以上において、学校生活上の個別の課題が改善される。【第 2-3 年次】 【確認方法】補助具、学習補助教材の配付記録、子ども情報リスト、相談支援実施記録 【成果 2】対象校の教員と子どもサポートグループが IE 推進のための知識を習得し、実践する ① 障がい児教育に関する研修を受講した教員と子どもサポートグループの研修受講後の平均正答率が 70%以上となる【第 1-3 年次】 【確認方法】研修後の理解度テスト ② 障がい児の個別指導計画が作成され、運用される【第 2-3 年次】 【確認方法】子ども情報リスト、相談支援実施記録、個別指導計画 【成果 3】本事業の取り組みが IE の実践例として現地行政により理解される ① 対象校を管轄する教育省担当者より、対象校における本事業の取り組み継続に関する

地区行政、UNICEF、UNESCO、ミャンマー障がい者連盟、障がい児教育支援に関わる国際 NGO3 団体（Humanity Inclusion など）、主要な現地障がい者支援団体 5 団体。

⁹ 活動 4-3 シンポジウムの参加者と予定する 70 人の内訳は次の通り。教育省・地域事務所職員 8 人、社会福祉救済復興省・地域事務所職員 6 人、障がい者の教育政策政府小委員会 3 人、UNICEF・UNESCO4 人（各 2 人）、ミャンマー障がい者連盟 5 人、国際 NGO3 団体各 2 人、現地障がい者支援団体計 20 人、拠点校校長・教員・PTA メンバー、子どもサポートグループメンバー 18 人（9 校×2 人）。

	る書面を取り付ける【第 3 年次】 【確認方法】行政担当者からの書面 ② 教育省と社会福祉救済復興省へ、事例集、シンポジウムの協議内容、対象校教員の振り返り内容を基に取り纏められた提言書が提出される【第 3 年次】 【確認方法】提言書 ③ 教育省、社会福祉救済復興省、ヤンゴン地域行政、支援団体などの教育関係者の 80% 以上から、本事業を「知的・発達障がい児のニーズに配慮した IE 事業の実践例となる」と回答を得る【第 3 年次】 【確認方法】事業評価聞き取り
(7) 持続発展性	事業の持続性 各対象校のボランティア組織として、校長から任命された教職員、障がい児を含む生徒の家族、地域住民から成る子どもサポートグループを設立し、事業期間を通して能力強化を行うことで、ノウハウや人材の不足などの理由により対象校で実施されていない、障がいがある生徒の情報把握、保護者および生徒への啓発といった、IE 促進のための活動が継続的に行われる体制が整備される。本事業で作成する冊子などは、対象校の新任教員への研修に活用し、本事業で学んだノウハウが蓄積される。対象校を管轄するヤンゴン地域・県・地区行政の教育担当者に対して理解や協力を得られるよう働きかけ、本事業中に対象校における本事業の活動継続に関する書面を取り付ける。バリアフリー施設や供与資機材は、各校が維持管理する。 事業の発展性 障がい者の教育政策を協議する政府委員会、教育省、社会福祉救済復興省、ヤンゴン地域内の教育行政担当者などにより、本事業の取り組みが知的・発達障がい児の支援ニーズにも配慮した IE の導入事例として認知されることで、ミャンマーにおいて、人間の多様性を尊重し全ての人の社会参加を目指す IE 施策が進むことを目指す。